

市 会 議 案

平成30年6月定例会（平成30年6月19日提出）

名 古 屋 市

目 次

平成30年第83号議案	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について……………	1頁
平成30年第84号議案	名古屋市市税条例等の一部改正について……………	7頁
平成30年第85号議案	名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部改正について……………	43頁
平成30年第86号議案	名古屋市介護保険条例の一部改正について……………	49頁
平成30年第87号議案	名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について……………	57頁
平成30年第88号議案	名古屋市計画提案に係る規模を定める条例の制定について……………	63頁
平成30年第89号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	67頁
平成30年第93号議案	契約の締結について……………	69頁
平成30年第94号議案	損害賠償の額の決定について……………	71頁
平成30年第95号議案	指定管理者の指定について……………	73頁

平成30年第83号議案

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年6月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成15年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 当該保管が法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管に該当する場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴

い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例 (抜すい)

(産業廃棄物等の保管の届出)

第29条 (略)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1)
 - 5
 - (4)
- } (略)

(5) 当該保管が法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る

保管に該当する場合

- (6)
 - (5)
 - (7)
 - (6)
- } (略)

(参考 2)

参 照 条 文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜

すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例）

第12条の7 2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該2以上の事業者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域（運搬のみを行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

(1) 当該2以上の事業者のいずれか一の事業者が当該2以上の事業者のうち他の全ての事業者の発行済株式の総数を保有していることその他の当該2以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適合すること。

(2) 当該2以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準に適合すること。

2)

5 } (略)
11 }

平成30年第84号議案

名古屋市市税条例等の一部改正について

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第9条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第19条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、「第18条第3項」を「前条第3項」に改める。

第69条の3中「5,262円」を「5,692円」に改める。

附則第14条の6第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条中第16項を第21項とし、第15項

を第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第14条の6中第14項を第18項とし、第13項を第17項とし、第12項を第16項とし、同条第11項中「3分の1」を「12分の7」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6中第10項を第13項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第1号」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第1号」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第2条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

第69条の3中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第14条の6第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

第69条の3中「6,122円」を「6,552円」に改める。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第4条 名古屋市市税減免条例(平成20年名古屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「法第314条の2第2項の規定により控除する額(以下「基礎控除額」という。)」を「33万円」に改め、同項第5号及び第6

号中「基礎控除額」を「33万円」に改め、同項第8号から第11号までの規定中「200万円」を「210万円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(平成32年度分の個人の市民税の減免)

第13条 平成32年度分の個人の市民税の減免に限り、第2条第1項第8号中「前年中」とあるのは「平成31年中」と、「賦課期日の属する年中」とあるのは「平成31年12月31日において適用されていた同法その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定した平成32年中」と読み替えるものとする。

(名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年名古屋市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項中「新条例」を「名古屋市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第10項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第11項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中名古屋市市税条例第69条の3の改正規定及び第5条の規定並びに附則第5条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中名古屋市市税条例第9条の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び第19条第1項の改正規定(「第18条第3項」を「前条第3項」に改める部分を除く。)並びに次条の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条中名古屋市市税条例附則第14条の6の改正規定 平成31年4月1日

- (4) 第4条中名古屋市市税減免条例附則に1条を加える改正規定 平成32年1月1日
- (5) 第2条中名古屋市市税条例第69条の3の改正規定及び附則第6条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中名古屋市市税条例第9条の改正規定（「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。）及び第4条中名古屋市市税減免条例第2条第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成33年1月1日
- (7) 第3条の規定及び附則第7条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第1条中名古屋市市税条例附則第14条の6第15項を同条第19項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同項の次に1項を加える部分に限る。）
生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例第19条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 第1条（名古屋市市税条例第9条の改正規定（「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。）に限る。）の規定による改正後の名古屋市市税条例第9条及び第4条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例第2条第1項の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた旧法第464条第1号に規定する製造たばこ（名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年名古屋市条例第61号）附則第3条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する名古屋市市税条例第69条第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第464条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、

これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、総務省令で定める様式の申告書を平成30年10月31日までに、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

第6条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第464条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、総務省

令で定める様式の申告書を平成32年11月2日までに、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

第7条 附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、総務省令で定める様式の申告書を平成33年11月1日までに、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

（理 由）

この案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税等について規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

1 名古屋市市税条例 (抜すい (第 1 条に係る部分に限る。))

(個人の均等割の非課税の範囲)

第 9 条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の~~同一生計配偶者~~^{同一生計配偶者}及び扶養親族の数に1を~~加えた数を乗じて得た金額~~^{に10万円を加算した金額} (その者が~~同一生計配偶者~~^{同一生計配偶者}又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。

(市民税の申告等)

第19条 第 8 条第 1 号~~に掲げる者の者~~^{に掲げる者の者}は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、~~次~~^次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 第22条第1項又は第4項の規定~~により~~^{により}~~によって~~^{によって}給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与 (以下この節において「給与」と総称する。) 又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等 (以下この節において「公的年金等」という。) の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (地方税法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額^(同法第2条第1項第33号の)

4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは前条第3項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)

(2) (略)

2 }
3 } (略)
7 }

(市たばこ税の税率)

第69条の3 市たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{5,692\text{円}}{5,262\text{円}}$ とする。

附 則

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

2 }
3 } (略)

4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ 分の $\frac{3}{2}$ とする。

5 }
6 } (略)
7 }

8 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

9 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$ とする。

10 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{11}{9}$ 法附則第15条第30項^{第1号}に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2分の1}{3分の1}$ とする。

12 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{13}{10}$ (略)

$\frac{14}{11}$ 法附則第15条第32項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{12分の7}{3分の1}$ とする。

15 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{16}{12}$ } (略)
 }
 $\frac{19}{15}$ }

20 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

$\frac{21}{16}$ (略)

2 名古屋市市税条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

（市たばこ税の税率）

第69条の3 市たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{6,122円}{5,692円}$ とする。

附 則

（条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合）

第14条の6 (略)

2 }
 } (略)
17 }

18 法附則第15条 $\frac{\text{第43項}}{\text{第44項}}$ に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条 $\frac{\text{第44項}}{\text{第45項}}$ に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条 $\frac{\text{第46項}}{\text{第47項}}$ に規定する条例で定める割合は、0とする。

21 (略)

3 名古屋市市税条例 (抜すい (第3条に係る部分に限る。))

(市たばこ税の税率)

第69条の3 市たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{6,552 \text{ 円}}{6,122 \text{ 円}}$ とする。

4 名古屋市市税減免条例 (抜すい)

(個人の市民税の減免)

第2条 名古屋市市税条例 (昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」という。) 第8条第1号の市民税の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要であると認める場合においては、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。

(1) }
 } (略)
(3) }

(4) 前年中における総所得金額等が非課税限度額を超え非課税限度額に $\frac{33 \text{ 万}}{\text{法第}}$
 $\frac{\text{円}}{314 \text{ 条の2 第2項}}$ の規定により控除する額 (以下「基礎控除額」という。) を加算した額以下の者 総所得金額等に対する所得割額の2分の1に相当

する額

- (5) 賦課期日現在、障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（障害者である者を除く。）である者で、前年中における総所得金額等が法第295条第1項第2号に規定する額又は非課税限度額のいずれか多い額に $\frac{33\text{万円}}{\text{基礎控除額}}$ を加算した額以下のもの 税額の2分の1に相当する額
- (6) 賦課期日現在、夫が障害者又は疾病等の事由により市民税の納税義務を負わない場合の夫と生計を一にする妻である者で、前年中における総所得金額等が法第295条第1項第2号に規定する額又は非課税限度額のいずれか多い額に $\frac{33\text{万円}}{\text{基礎控除額}}$ を加算した額以下のもの 税額の2分の1に相当する額
- (7) (略)
- (8) 6月30日（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第35号に規定する特別農業所得者にあつては、10月31日）現在、前年中における総所得金額が $\frac{210\text{万円}}{200\text{万円}}$ 以下で、賦課期日の属する年中における総所得金額の見込額が前年中における総所得金額の2分の1以下の額に減少すると認められる者 総所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額
- (9) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条第1項の規定によって基本手当の受給資格を有する者で、前年中における総所得金額が $\frac{210\text{万円}}{200\text{万円}}$ 以下のもの
- ア } (略)
- イ }
- (10) 雇用保険法第37条の3第1項の規定によって高年齢求職者給付金の受給資格を有する者で、前年中における総所得金額が $\frac{210\text{万円}}{200\text{万円}}$ 以下のもの
- ア } (略)
- イ }
- (11) 雇用保険法第39条第1項の規定によって特例一時金の受給資格を有す

る者で、前年中における総所得金額が $\frac{210 \text{万円}}{200 \text{万円}}$ 以下のもの

ア } (略)
イ }

(12) (略)

2 }
3 } (略)
5 }

附 則

(平成32年度分の個人の市民税の減免)

第13条 平成32年度分の個人の市民税の減免に限り、第2条第1項第8号中「前年中」とあるのは「平成31年中」と、「賦課期日の属する年中」とあるのは「平成31年12月31日において適用されていた同法その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定した平成32年中」と読み替えるものとする。

5 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年名古屋市条例第61号）
附則（抜すい）

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 (略)

2 次の各号に掲げる期間内に、新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、名古屋市市税条例第69条の3の規定にかかわらず、新条例当該各号に定める税率とする。

(1) }
(2) } (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円

3 }
 2 } (略)
 9 }

10 平成31年10月1日前に新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{1,692}{1,262}$ 円とする。

11 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第10項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u> 平成31年4月30日
第5項	平成28年9月30日	平成32年3月31日 <u>平成31年9月30日</u>

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

（市町村民税の申告等）

第317条の2 第294条第1項第1号^{に掲げる者の}は、3月15日までに、総務省令^で定めるところ^{により}によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第317条の6第1項又は第4項の規定^{により}によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第314条の7第1項（同項第4号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項に

において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

(1) }
{ (略)
(8) }

2 }
{ (略)
8 }

(たばこ税の税率)

第468条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{5,692 \text{ 円}}{5,262 \text{ 円}}$ とする。

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第15条 (略)

2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備(既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。)

のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2又は第349条の3第3項若しくは第4項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場又は事業場の污水又は廃液の処理施設で

総務省令で定めるもの $\frac{2 \text{ 分の } 1}{3 \text{ 分の } 1}$ を参酌して $\frac{3 \text{ 分の } 1}{6 \text{ 分の } 1}$ 以上 $\frac{3 \text{ 分の } 2}{2 \text{ 分の } 1}$ 以下の

範囲内において市町村の条例で定める割合（当該~~処理施設~~^{施設}が第389条の規定の適用を受ける場合には、 $\frac{2}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ ）

- (2)
 - (3)
 - (3)
 - (4)
 - (4)
 - (5)
 - (5)
 - (6)
 - (6)
 - (7)
- (略)
- 3
 - 5
 - 7
- (略)

8 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置された同法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設（以下この項から第10項までにおいて「雨水貯留浸透施設」という。）で総務省令で定めるもののうち、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{4}{3}$ 分の $\frac{3}{2}$ を参酌して $\frac{3}{2}$ 分の $\frac{2}{1}$ 以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該雨水貯留浸透施設が第389条の規定の適用を受ける場合には $\frac{4}{3}$ 分の $\frac{3}{2}$ ）を乗じて得た額とする。

- 9
 - 5
 - 28
- (略)

29 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間（以下この項において平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に「指定等対象期間」という。）内に津波防災地域づくりに関する法律第56条

第1項の規定により指定された同項に規定する指定避難施設（第1号及び次項において「指定避難施設」という。）の用に供する家屋のうち避難の用に

供する部分として総務省令で定めるもの（以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。）又は指定等対象期間内に同法第60条第1項若しくは

第61条第1項の規定により締結された同法第62条第1項に規定する津波防災地域づくりに関する法律第

60条第1項又は第61条第1項の規定による管理協定に係る同条第2項第1号同法第62条第2項第1号に規定する協定避難施設（次項において「協定避難施設」という。）

の用に供する家屋（第3号以下この項において「協定避難家屋」という。）のうち同条第1項第1号に規定する協定避難用部分（以下この項において「協定避難用部分」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の

規定にかかわらず、次の各号に掲げる指定避難施設避難用部分又は協定避難

用部分の区分に応じ、当該各号に定めるところによる当該各号に定める年度分の固定資産税に限り、当該協定

避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を参酌し

て3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を

乗じて得た額とする。

(1) 指定避難施設避難用部分 指定避難施設として指定された日（以下この

号及び次項において「指定日」という。）の属する年の翌年の1月1日（

当該指定日が1月1日である場合には、同日。以下この号において同じ。）

を賦課期日とする年度から当該指定日の属する年の翌年の1月1日の翌日

から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該指定避難施設避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(2) 津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項の規定による管理協定に
(1) 定められた協定避難用部分 当該管理協定を締結した日^(以下この号及び次項において「締結日」という。)の属する年の翌年の1月1日(当該^{締結日}が1月1日である場合には、同日。以下この号において同じ。)を賦課期日とする年度(当該管理協定に定められた事項の変更により新たに追加された協定避難用部分にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の1月1日(当該変更の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度)から当該^{締結日}管理協定を締結した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(3) 津波防災地域づくりに関する法律第61条第1項の規定による管理協定に
(2) 定められた協定避難用部分 当該管理協定に係る協定避難家屋に新たに固定資産税が課されることとなつた年度(当該年度の初日の属する年の1月1日後に当該管理協定に定められた事項の変更により新たに追加された協定避難用部分にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の1月1日(当該変更の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度)から当該管理協定に係る協定避難家屋に新たに固定資産税が課されることとなつた年度の初日の属する年の1月1日の翌日から起算して5年を経過す

る日を賦課期日とする年度までの各年度分^{の固定資産税に限り、当該協定}
避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を参酌
して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割
合を乗じて得た額とする。

- 30 指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めるも
平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された津波防災地
の（指定日以後に取得されるものに限る。第1号において「指定避難用償却
域づくりに関する法律第60条第1項又は第61条第1項の規定による管理協定
資産」という。）又は
に係る同法第62条第2項第1号に規定する協定避難施設に附属する避難の用
に供する償却資産として政令で定めるもの（^{締結日}
当該管理協定を締結した日^{以後}
に取得されるものに限る。第2号において「協定避難用償却資産」という。）

（以下この項において「特定避難用償却資産」という。）に対して課する固
定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該^{特定避難用}
^{償却資産}
償却資産に新たに固定資産税が課されることとなつた年度から当該年度の初
日の属する年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日と
する年度（当該^{特定避難用償却資産}
^{償却資産}に新たに固定資産税が課されることとな
つた年度の初日の属する年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日
前に当該管理協定の有効期間が満了する場合^{には}
^{にあつては}、当該有効期間の満
了する日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度）までの各年度分の固
定資産税に限り、当該^{特定避難用償却資産}
^{償却資産}に係る固定資産税の課税標準とな
るべき価格に^{2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内におい}
号に定める割合
て市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第389条の規定の適用を受け
る場合にあつては、2分の1）を乗じて得た額とする。

(1) 指定避難用償却資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の

範囲内において市町村の条例で定める割合（当該指定避難用償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合には、3分の2）

(2) 協定避難用償却資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該協定避難用償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分の1）

31 （略）

32 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち同条第4項第6号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であつて、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とするところによる。

(1) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第389条の規定の適用を受ける場合には、3分の2）を乗じて得た額

イ 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備（以下この号において「認定発電設備」という。）であるものを除く。）次号イにおいて「特

定太陽光発電設備」という。)で総務省令で定める規模未満のもの

ロ 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。次号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）

で総務省令で定める規模以上のもの

ハ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第3号イにおいて「特定水力発電設備」という。）

で総務省令で定める規模以上のもの

ニ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第3号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）

で総務省令で定める規模未満のもの

ホ バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第3号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）

で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの

(2) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるもの

に限る。） 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課

税標準となるべき価格に $\frac{4}{2}$ 分の $\frac{3}{1}$ を参酌して $\frac{12}{3}$ 分の $\frac{7}{1}$ 以上 $\frac{12}{3}$ 分の $\frac{11}{2}$ 以下の

範囲内において市町村の条例で定める割合（当該^{特定再生可能エネルギー}設備

発電設備が第389条の規定の適用を受ける場合には、 $\frac{4}{2}$ 分の $\frac{3}{1}$ ）を乗じて

得た額

イ 特定太陽光発電設備（前号イに掲げるものを除く。）

水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備

- 特定風力発電設備（前号ロに掲げるものを除く。）
□ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備

ハ バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの

(3) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分の1）を乗じて得た額

イ 特定水力発電設備（第1号ハに掲げるものを除く。）

ロ 特定地熱発電設備（第1号ニに掲げるものを除く。）

ハ 特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの

33 }
5 }
45 } (略)
46 }

47 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から平成33年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に同法第41条第2項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をし

た同法第36条第1項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第343条第9項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に0以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48 (略)

2 地方税法附則（抜すい） 新旧対照 $\left(\begin{array}{l} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{array}\right)$

(固定資産税等の課税標準の特例)

第15条 (略)

2 }
3 }
42 }
43 } (略)
43 }
44 }
5 }
47 }
48 }

3 地方税法（抜すい） 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（たばこ税の税率）

第468条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{6,122\text{円}}{5,692\text{円}}$ とする。

4 地方税法（抜すい） 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（たばこ税の税率）

第468条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{6,552\text{円}}{6,122\text{円}}$ とする。

5 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則（抜すい）

新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第20条 （略）

2 次の各号に掲げる期間内に、28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市町村たばこ税の税率は、 $\frac{\text{地方税法}}{\text{28年新法}}$ 第468条の規定にかかわらず、当

該各号に定める税率とする。

(1) }
(2) } (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円

3 }
5 } (略)
12 }

13 $\frac{\text{平成31年10月1日}}{\text{平成31年4月1日}}$ 前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{1,692}{1,262}$ 円とする。

14 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項に	第13項に
	平成28年5月2日	$\frac{\text{平成31年10月31日}}{\text{平成31年4月30日}}$
(略)		

第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日 平成31年9月30日
(略)		

15 }
16 } (略)
5 }
18 }

6 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則（抜すい）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条中地方税法第74条の改正規定、同法第74条の3の次に1条を加える改正規定、同法第74条の4、第74条の5及び第464条の改正規定、同法第466条の次に1条を加える改正規定並びに同法第467条及び第468条の改正規定並びに第7条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第3項から第6項まで、第8項、第9項及び第11項並びに第20条第5項の改正規定を除く。）並びに附則第10条及び第23条の規定 平成30年10月1日

(3) 第1条中地方税法第19条の7第1項ただし書、第23条第1項第18号、第45条の2第1項、第55条の2第1項、第72条第5号、第72条の39の2第1項、第292条第1項第14号、第317条の2第1項及び第321条の11の2第1項の改正規定並びに同法附則第34条の2第3項及び第6項の改正規定並びに第9条（次号及び第7号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第1項及び第6項から第9項まで並びに附則第6条第2項から第8項まで、第17条第1項及び第6項から第9項まで並びに第37条の規定 平成31年1月1日

(4) 第2条、第9条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等

の非課税等に関する法律第40条第3項の改正規定及び第11条並びに附則第3条、第7条、第21条、第34条及び第35条の規定 平成31年4月1日

(5) }
> } (略)
(7) }

(8) 第4条中地方税法第74条の4第3項、第74条の5、第467条第3項及び第468条の改正規定並びに附則第12条及び第25条の規定 平成32年10月1日

(9) (略)

(10) 第5条並びに附則第13条及び第26条の規定 平成33年10月1日

(11) (略)

(12) 第1条中地方税法附則第8条第15項を同条第17項とし、同項の前に2項を加える改正規定並びに同法附則第15条に3項を加える改正規定（同条第47項に係る部分に限る。）並びに次条第3項及び第4項並びに附則第17条第3項及び第4項の規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

(13) }
> } (略)
(15) }

（市町村民税に関する経過措置）

第17条 新法第317条の2第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成30年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 }
> } (略)
12 }

（固定資産税に関する経過措置）

第20条 (略)

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、

なお従前の例による。

- 3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 }
8 } (略)
12 }

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第23条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条から附則第26条までにおいて「売渡し等」という。）が行われた旧法第464条第1号に規定する製造たばこ（平成27年改正法附則第20条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する地方税法第465条第1項に規定する卸売販売業者等（以下この条から附則第26条までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は新法第464条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下この条から附則第26条までにおいて「小売販

売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなれる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

(1) }
↳ (略)
(3) }

4 (略)

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6 }
↳ (略)
8 }

第25条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第464条第1項第1号に規定する製造たばこ(以下この条及び次条において「製造たばこ」という。)

を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

(1) }
5 } (略)
(3) }

- 4 (略)

- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6 }
5 } (略)
8 }

第26条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者

が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

(1) }
5 } (略)
(3) }

- 4 (略)

- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6 }
5 } (略)
8 }

- 7 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)抜すい 新旧対照 (地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第239号)による改正後)
地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第239号)による改正前

(法第 295 条第 3 項^のに規定する政令で定める基準)

第47条の3 法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第 295 条第 3 項の市町村の条例で定める金額は、同項に規定する法の施行地に住所を有する者の~~同一生計配偶者~~^{控除対象配偶者}及び扶養親族の数に 1 を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が~~同一生計配偶者~~^{控除対象配偶者}又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。

(2) }
(3) } (略)

8 地方税法施行令（抜すい） 新旧対照 (地方税法等の一部を改正する法律
地方税法等の一部を改正する法律
の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）
の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）
による改正後
による改正前)

(法第 295 条第 3 項の政令で定める基準)

第47条の3 法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第 295 条第 3 項の市町村の条例で定める金額は、当該条例で基本額として定める一定金額に、同項に規定する法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額に、10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。

と。

(2) } (略)
(3) }

9 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第239号）附則（抜すい）

（施行期日）

第1条 この政令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第7条の改正規定、第7条の2第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、第7条の3第2項、第7条の3の3、第7条の5第3項、第7条の13第2項及び第7条の16の改正規定、第7条の19の改正規定（同条第3項に係る部分及び同条第7項に係る部分（同項を同条第9項とする部分を除く。）を除く。）、第46条の改正規定、第46条の2第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、第46条の2の2第2項、第46条の3、第47条の3第1号、第48条の6第2項及び第48条の7第5項の改正規定並びに第48条の9の2の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条第12項及び第20項、第4条の2第11項及び第19項、第18条の5第12項及び第26項、第18条の6第16項及び第33項並びに第18条の7の2第8項及び第17項の改正規定並びに次条第2項並びに附則第5条第1項及び第6項の規定 平成31年1月1日

(3) (略)

10 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）附則（抜すい）

（施行期日）

第1条 この政令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) }
 2 } (略)
(4) }

(5) 第1条中地方税法施行令第7条の2第2項、第7条の3第2項、第7条の4の2第1項第1号、第7条の13第1項、第46条の2第2項、第46条の2の2第2項、第47条の3第1号及び第48条の6第1項の改正規定並びに次条及び附則第5条の規定 平成33年1月1日

(市町村民税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成32年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

平成30年第85号議案

名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部改正
について

名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例
を次のとおり定めるものとする。

平成30年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部を改
正する条例

(名古屋市敬老パス条例の一部改正)

第1条 名古屋市敬老パス条例(平成16年名古屋市条例第37号)の一部を次の
ように改正する。

第4条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号イ中「すべて」
を「全て」に改め、同号イ(7)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」
に、「同項第8号」を「同項第9号」に改め、同号イ(イ)中「第292条第1
項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同項第2号ア中「控除対象
配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(名古屋市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 名古屋市国民健康保険条例(昭和36年名古屋市条例第1号)の一部を
次のように改正する。

附則第28条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、

「同項第 8号」を「同項第 9号」に改め、同号ただし書中「同項第 9号」を「同項第10号」に改め、同項第 2号中「第 292条第 1項第 9号」を「第 292条第 1項第10号」に、「第 292条第 1項第 8号」を「第 292条第 1項第 9号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年 1月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市敬老パス条例の規定は、平成30年以降の年の合計所得金額について適用し、平成29年以前の年の合計所得金額については、なお従前の例による。
- 3 第 2条の規定による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市敬老パス条例 (抜すい)

(交付申請及び負担額)

第 4 条 (略)

2 前項の申請をした者は、敬老パスの交付を受ける際、交通機関の利用に要する費用の一部に充てるため、次の各号に定める額 (以下「負担額」という。) を負担しなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者 1,000円

ア (略)

イ 前項の申請をした者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の^全_て^す_べ

てが次のいずれかに該当する者であるもの

(ア) 申請の日の属する年の前年 (以下「前年」という。) (1月 1日から 6月30日までの間において申請するときは、前々年。以下同じ。) の地方税法 (昭和25年法律第 226号) 第 292条第 1項第13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」という。) が35万円にその者の同項第 7号に規定する同一生計配偶者 (以下「同一生計配偶者」控除対象配偶者という。) 及び同項第 9号に規定する扶養親族 (以下「扶養親族」という。) の数に 1を加えた数を乗じて得た金額 (その者が同一生計配偶者控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額) 以下である者

(イ) 地方税法第 292条第 1項第10号に規定する障害者、同項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫 (以下「障害者等」と

いう。)又は未成年者であつて、前年の合計所得金額が125万円以下であるもの

(2) 前号に掲げる者を除くほか、次のいずれかに該当する者 3,000円

ア 前年の合計所得金額が35万円にその者の^{同一生計配偶者}及び^{扶養親族}_{控除対象配偶者}

の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が^{同一生計配偶者}又は^{扶養親族}_{控除対象配偶者}

を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者

イ (略)

(3) (略)

3 (略)

2 名古屋市国民健康保険条例(抜すい)

附 則

(扶養家族を有する被保険者等に係る所得割額の減額)

第28条 第13条第1項及び第2項の所得割額は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当分の間、当該被保険者につき、当該各号に掲げる額に附則第7条に規定する保険料率を乗じた額を減額して算定するものとする。

(1) 地方税法第292条第1項第7号に規定する^{同一生計配偶者}又は^{同項第9号}_{控除対象配偶者}

^号に規定する扶養親族(以下「扶養家族」という。)を有する場合 当該

扶養家族1人につき、33万円。ただし、当該扶養家族が^{同項第10号}_{同項第9号}に規定

する障害者である場合においては、当該扶養家族1人につき、86万円

(2) 地方税法第292条第1項^{第10号}_{第9号}に規定する障害者、同項第11号に規定す

る寡婦(同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしてい

ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と、「扶養親族」とあるのを「扶養親族(20歳未満の者に限る。)」と、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族(20歳未満の者に限る。)」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。)、同項第12号に規定する寡夫(同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族(20歳未満の者に限る。)」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。)又は児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項各号中「児童」とあるのを「20歳未満の者」と読み替えた場合に、同項第3号に定める養育者たる要件に該当する女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものうち、地方税法第292条第1項^{第9号}/_{第8号}に規定する扶養親族(20歳未満の者に限る。)を有するものである場合 92万円

2 }
3 } (略)

平成30年第86号議案

名古屋市介護保険条例の一部改正について

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表48の項中「介護保険法」を「法（以下「旧法」という。）」に改め、同表77の項の次に次のように加える。

78	訪問介護に係る法第115条の35第3項の規定による調査（以下「調査」という。）の申請	23,100円
79	訪問入浴介護に係る調査の申請	
80	訪問看護に係る調査の申請	
81	訪問リハビリテーションに係る調査の申請	
82	通所介護に係る調査の申請	23,700円
83	通所リハビリテーションに係る調査の申請	
	短期入所生活介護に係る調査の申請（短期入所生活介護と一体的に行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	24,200円

84	又は法第 8条第27項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）に係る98の項又は101の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	
85	短期入所療養介護に係る調査の申請（短期入所療養介護と一体的に行う法第 8条第28項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）又は旧法第 8条第26項に規定する介護療養施設サービス（以下「介護療養施設サービス」という。）に係る 102の項又は 103の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	
86	特定施設入居者生活介護に係る調査の申請	23,700円
87	福祉用具貸与に係る調査の申請	22,500円
88	特定福祉用具販売に係る調査の申請（特定福祉用具販売と一体的に行う福祉用具貸与に係る87の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	
89	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る調査の申請	23,100円
90	夜間対応型訪問介護に係る調査の申請（夜間対応型訪問介護と一体的に行う訪問介護に係る78の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	
91	地域密着型通所介護（訪問看護若しくは介護予防訪問看護又は通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションと一体的に行う療養通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。）に係る調査の申請（地域密着型通所介護と一体的に行う通所介護に係る82の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	23,700円
92	療養通所介護（訪問看護又は介護予防訪問看護と一体的に行うものに限る。）の調査の申請（療養通所介護と一体的に行う訪問看護に係る80の項の申請と同時にを行う申請を除く。）	23,100円

93	療養通所介護（通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションと一体的に行うものに限る。）の調査の申請（療養通所介護と一体的に行う通所リハビリテーションに係る83の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,700円
94	認知症対応型通所介護に係る調査の申請（認知症対応型通所介護と一体的に行う通所介護又は地域密着型通所介護に係る82の項又は91の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
95	小規模多機能型居宅介護に係る調査の申請	
96	認知症対応型共同生活介護に係る調査の申請	
97	地域密着型特定施設入居者生活介護に係る調査の申請（地域密着型特定施設入居者生活介護と一体的に行う特定施設入居者生活介護に係る86の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
98	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る調査の申請（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と一体的に行う介護福祉施設サービスに係る101の項の申請と同時に行う申請を除く。）	24,200円
99	複合型サービスに係る調査の申請	23,700円
100	居宅介護支援に係る調査の申請	22,500円
101	介護福祉施設サービスに係る調査の申請	24,200円
102	介護保健施設サービスに係る調査の申請	
103	介護療養施設サービスに係る調査の申請	
104	介護予防訪問入浴介護に係る調査の申請（介護予防訪問入浴介護と一体的に行う訪問入浴介護に係る79の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,100円
105	介護予防訪問看護に係る調査の申請（介護予防訪問看護と一体的に行う訪問看護又は療養通所介護に係る80の項又は92の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
106	介護予防訪問リハビリテーションに係る調査の申請（介護予防訪問リハビリテーションと一体的に行う訪問リハビリ	

	テーションに係る81の項の申請と同時に行う申請を除く。)	
107	介護予防通所リハビリテーションに係る調査の申請（介護予防通所リハビリテーションと一体的に行う通所リハビリテーション又は療養通所介護に係る83の項又は93の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,700円
108	介護予防短期入所生活介護に係る調査の申請（介護予防短期入所生活介護と一体的に行う短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに係る84の項、98の項又は101の項の申請と同時に行う申請を除く。）	24,200円
109	介護予防短期入所療養介護に係る調査の申請（介護予防短期入所療養介護と一体的に行う短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスに係る85の項、102の項又は103の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
110	介護予防特定施設入居者生活介護に係る調査の申請（介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に行う特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る86の項又は97の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,700円
111	介護予防福祉用具貸与に係る調査の申請（介護予防福祉用具貸与と一体的に行う福祉用具貸与又は特定福祉用具販売に係る87の項又は88の項の申請と同時に行う申請を除く。）	22,500円
112	特定介護予防福祉用具販売に係る調査の申請（特定介護予防福祉用具販売と一体的に行う福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は介護予防福祉用具貸与に係る87の項、88の項又は111の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
113	介護予防認知症対応型通所介護に係る調査の申請（介護予防認知症対応型通所介護と一体的に行う通所介護、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護に係る82の項、91の項又は94の項の申請と同時に行う申請を除く。）	23,700円
	介護予防小規模多機能型居宅介護に係る調査の申請（介護	

114	予防小規模多機能型居宅介護と一体的に行う小規模多機能型居宅介護に係る95の項の申請と同時に行う申請を除く。)
115	介護予防認知症対応型共同生活介護に係る調査の申請（介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に行う認知症対応型共同生活介護に係る96の項の申請と同時に行う申請を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、介護サービス事業者に対する調査に係る手数料を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市介護保険条例 (抜すい)

(手数料)

第18条 次の表の左欄に掲げる申請 (当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請を除く。) に係る事務につき、同表の右欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につき同表の右欄に掲げる額とする。

番号	区 分	手数料の額
(略)		
(略)		10,000円
48	短期入所療養介護に係る事業者の指定の更新の申請 (介護老人保健施設、介護医療院又は健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法 (以下「旧法」という。) 第8条第26項に規定する介護療養型医療施設 (以下「介護療養型医療施設」という。) の空床を利用して短期入所療養介護を行うために63の項、63の2の項又は64の項の申請と同時にを行う申請を除く。)	
(略)		

2 } (略)
3 }

(参考 2)

参 照 条 文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜すい 新旧対照（改
正
後
正
前）

（介護保険に関する事務）

第 174条の31の 4 地方自治法第 252条の19第 1項の規定により、指定都市が
処理する介護保険に関する事務は、介護保険法（平成 9年法律第 123号）第
4章第 3節及び第 4節並びに第 5章第 1節第 3款、第 2節、第 5節、第 6節
及び第 10節並びに同法第 105条及び第 114条の 8において準用する医療法（
昭和23年法律第 205号）第 9条第 2項、第15条第 3項及び第30条並びに介護
保険法施行令（平成10年政令第 412号）第 4章第 4節の規定により、都道府
県が処理することとされている事務（介護保険法第69条の38の規定による報
告の徴収等（当該都道府県知事の登録を受けている同法第 7条第 5項に規定
する介護支援専門員に対するものに限る。）、同法第69条の39の規定による
登録の消除、同法第70条第 6項、第86条第 3項、第94条第 6項及び第 107条
第 6項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第70条第 7項
及び第 8項並びに第 115条の 2第 4項及び第 5項の規定による関係市町村長
に対する通知等並びに同法第75条の 2、第82条の 2、第89条の 2、第99条の
2、第 114条及び第 115条の 6の規定による都道府県知事による連絡調整又
は援助等並びに同法第 115条の35第 5項及び第 7項の規定による市町村長に

対する通知に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第 3 項において特別の定めがあるものを除き、介護保険法第 4 章第 3 節及び第 4 節並びに第 5 章第 1 節第 3 款、第 2 節、第 5 節、第 6 節及び第 10 節並びに第 5 章第 2 節及び第 4 節から第 6 節までに同法第 105 条及び第 114 条の 8 において準用する医療法第 9 条第 2 項、第 15 条第 3 項及び第 30 条並びに同令第 4 章第 4 節の規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 }
3 } (略)

平成30年第87号議案

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の表中「1月」を「4月」に改め、同表備考中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定した所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。ただし、別表幼稚園の表の改正規定（「1月」を「4月」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、幼稚園の授業料の額の算定方法を改める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市立学校の授業料等に関する条例 (抜すい)

別表 (第 1 条関係)

高等学校

(略)

幼稚園

区分	授業料の額 (月額)				
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降		
(略)					
B	A階層を除き、当該年度分 (4月 1月 から 8月 までにあつては前年度分) の市町村民税非課税の世帯又は市町村民税が均等割の額のみ (所得割非課税) の世帯	3,000円	0円	0円	
C ₁	A階層を除き、当該年度分 (4月 1月 から 8月 までにあつては前年度分) の市町村民税の所得割の額が右の区分に	77,100円以下	7,700円	4,900円	0円
C ₂		77,101円以上 211,200円以下	8,200円	4,900円	0円
C ₃		211,201円以上 270,900円以下	8,200円	4,900円	0円
C ₄	該当する世帯	270,901円以上	8,200円	4,900円	0円
備考					
1 } (略)					
2 }					
3 }					
4 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 (平成29年法律					

第2号) 第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定した所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額)をいう。

$\frac{5}{4}$ }
5 } (略)
 $\frac{8}{7}$ }

(参考 2)

参 照 条 文

地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

(所得割の税率)

第314条の3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6 （所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（第314条の6及び第314条の7において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の8）の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

2 (略)

平成30年第88号議案

名古屋市計画提案に係る規模を定める条例の制定について

名古屋市計画提案に係る規模を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市計画提案に係る規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第15条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模を定めるものとする。

(計画提案に係る規模)

第2条 前条の規模は、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第1条の表名古屋駅周辺・伏見・栄地域の項に掲げる地域を区域とし、次の各号に掲げる都市計画の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第3号に規定する高度利用地区、同項第4号の2に規定する特定用途誘導地区、法第12条第1項第4号に規定する市街地再開発事業又は法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画 0.3ヘクタール

(2) 法第8条第1項第4号に規定する特定街区 0.2ヘクタール

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、計画提案に係る規模を定める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）抜すい

（法第21条の2第1項の政令で定める規模）

第15条 法第21条の2第1項の政令で定める規模は、0.5ヘクタールとする。
ただし、当該都市計画区域又は準都市計画区域において一体として行われる整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘案して、特に必要があると認められるときは、都道府県又は市町村は、条例で、区域又は計画提案に係る都市計画の種類を限り、0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満の範囲内で、それぞれ当該都道府県又は市町村に対する計画提案に係る規模を別に定めることができる。

平成30年第89号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

太鼓ヶ根地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画太鼓ヶ根地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

太鼓ヶ根 地区整備 計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅又は共同住宅 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3 診療所
----------------------	----	-------	--

		4 上記の建築物に附属する車庫又は物置 5 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
	敷地面積の 最低限度	170 平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、太鼓ヶ根地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める必要があるによる。

平成30年第93号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成30年6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の請負
- 2 施行場所 名古屋市中区本丸地内
- 3 契約の内容 主架構木材1式
- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約金額 9,455,400,000 円
- 6 契約の相手方 名古屋市中区錦二丁目2番13号
株式会社竹中工務店名古屋支店
支店長 市川敦史
- 7 完成予定期日 平成34年12月16日

（理由）

この案を提出したのは、名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）を施行する必要があるによる。

平成30年第94号議案

損害賠償の額の決定について

平成27年 3月18日、名古屋市千種区若水一丁目 2番23号所在の名古屋市立東部医療センターにおいて、愛知県豊田市葛沢町上本郷16・17番合併地の中根ヨシ子（事故当時80年）が障害を負い、その後死亡した事件に関し、当該被害者の夫中根二三雄並びに子中根美志子、中根利幸及び杉坂厚子に対する損害賠償の額を金10,000,000円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、名古屋市立東部医療センターが加入している病院賠償責任保険から本市に補填される予定である。

平成30年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

(理 由)

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

(事 実)

平成27年 3月18日、中根ヨシ子は、名古屋市立東部医療センター心臓血管外科において、僧帽弁再置換術及び三尖弁形成術を受けたところ、縫合針を体内に残され、再手術により身体に障害を負ったものである。その後、当該被害者は、多臓器不全により、同年 9月22日死亡した。

この事故について、被害者の遺族から本市に対して損害賠償の請求があり、このたび示談が成立する見込みとなったものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項 目	金 額
慰 謝 料	10,000,000円

平成30年第95号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
伏屋駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝

2 指定の期間 平成30年11月1日から平成39年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成30年第96号議案

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1月」を「4月」に改め、同表備考第5項中「4」を「前項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定した所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

別表第2中「1月」を「4月」に改め、同表備考中「、第3項及び第5項」を「から第4項まで及び第6項」に、「別表第1備考第3項」を「別表第1備

考第 4項」に、「同表備考第 5項中「 4」を「同表備考第 6項中「前項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 9月 1日から施行する。ただし、別表第 1及び別表第 2の改正規定（「 1月」を「 4月」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、利用者負担額の算定方法を改める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例 (抜すい)

別表第 1

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準月額	
(略)			
B	A階層を除き、当該年度分 ($\frac{4}{1}$ 月から 8月までにあつては前年度分) の市町村民税非課税の世帯	2,500 円	
C ₁	A階層を除き、当該年度分 ($\frac{4}{1}$ 月から 8月までにあつては前年度分) の市町村民税が均等割の額のみ (所得割非課税) の世帯	3,000 円	
C ₂	A階層を除き、 当該年度分 ($\frac{4}{1}$ 月	43,800 円未満	4,300 円
C ₃	月	43,800 円以上	8,900 円
C ₄	から 8月まで	77,101 円未満	15,900 円
C ₅	にあつては前年	77,101 円以上	19,300 円
C ₆	度分) の市町村	110,000 円未満	20,900 円
C ₇	民税の所得割の	110,000 円以上	21,900 円
	額が右の区分に	211,201 円未満	
	該当する世帯	211,201 円以上	
		270,901 円未満	
		270,901 円以上	
備考			
1	}	(略)	
2			
3	市町村民税の所得割の額とは、 <u>地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 (平成29年法律第 2号) 第 1条の規定による改正</u>		

前の地方税法第 314条の 3第 1項の規定を適用して算定した所得割（
 同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・
 子育て支援法施行規則第20条に定める規定による控除をされるべき金
 額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

$\frac{4}{3}$ } (略)
 $\frac{5}{4}$ }

$\frac{6}{5}$ 同一の世帯に属する 2人以上の子ども（規則で定める子どもに限る。

以下この項において同じ。）がいる場合（ $\frac{前項}{4}$ が適用される場合を除く。）において、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第 2番目以降の支給認定子どもの利用者負担額基準月額については、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) } (略)
 (2) }

別表第 2

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準月額			
		保育標準時間の認定を受けた 2号認定子ども	保育短時間の認定を受けた 2号認定子ども	保育標準時間の認定を受けた 3号認定子ども	保育短時間の認定を受けた 3号認定子ども
(略)					
B	A階層を除き、当該年度分（ $\frac{4月}{1月}$ から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯	2,500円	2,500円	3,800円	3,800円

C ₁	A階層を除き、当該年度分 ($\frac{4}{1}$ 月から8月までにあつては前年度分)の市町村民税が均等割の額のみ(所得割非課税)の世帯		3,700円	3,700円	5,700円	5,700円
C ₂	A階層を除き、当該年度	10,000円未満	4,300円	4,300円	6,400円	6,300円
C ₃	分($\frac{4}{1}$ 月から	10,000円以上 40,800円未満	5,800円	5,800円	7,500円	7,400円
C ₄	8月までにあつては前年度分)の市町	40,800円以上 43,800円未満	8,500円	8,400円	11,200円	11,100円
C ₅	村民税の所得割の額が右の	43,800円以上 55,200円未満	10,800円	10,700円	13,900円	13,700円
C ₆	区分に該当する世帯	55,200円以上 67,000円未満	13,200円	13,000円	17,500円	17,300円
C ₇		67,000円以上 88,800円未満	16,100円	15,900円	22,100円	21,800円
C ₈		88,800円以上 110,000円未満	18,400円	18,100円	25,800円	25,400円
C ₉		110,000円以上 131,600円未満	20,700円	20,400円	29,400円	29,000円
C ₁₀		131,600円以上 180,000円未満	22,800円	22,500円	34,900円	34,400円
C ₁₁		180,000円以上 236,800円未満	25,800円	25,400円	42,700円	42,000円
C ₁₂		236,800円以上 281,000円未満	28,300円	27,900円	50,300円	49,500円
C ₁₃		281,000円以上 351,500円未満	28,600円	28,200円	58,300円	57,400円
C ₁₄		351,500円以上 411,800円未満	28,700円	28,300円	63,400円	62,400円
C ₁₅		411,800円以上 518,000円未満	28,800円	28,400円	63,900円	62,900円
C ₁₆		518,000円以上	28,900円	28,500円	64,000円	63,000円
備考						
附則別表備考第2項第1号及び第3項から第6項までの規定並びに別表						
第1備考第2項、 <u>から第4項まで及び第6項</u> の規定は、この表の場合につい						
、第3項及び第5項						

て準用する。この場合において、別表第 1 備考^{第 4 項}_{第 3 項}中「C₇階層」とあるのは「C₁₆階層」と、同表備考^{第 6 項}_{第 5 項}中「^{前項}₄が適用される」とあるのは「附則別表備考第 6 項が準用される」と読み替えるものとする。

(参考 2)

参 照 条 文

地方税法（昭和25年法律第 226号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

(所得割の税率)

第 314条の 3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の 6 (所得割の納税義務者が地方自治法第 252条の19第 1項の市（第 314条の 6及び第 314条の 7において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の 8) の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

2 (略)

平成30年第97号議案

財産の処分について

下記のとおり、土地を売り払うものとする。

平成30年6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

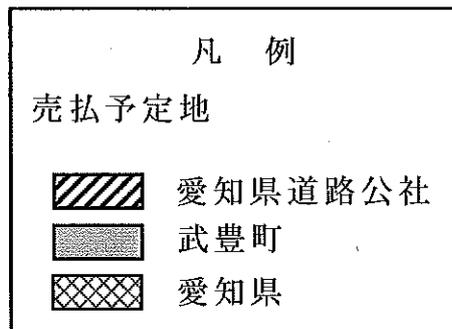
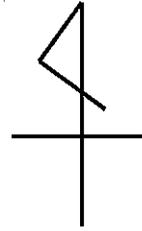
記

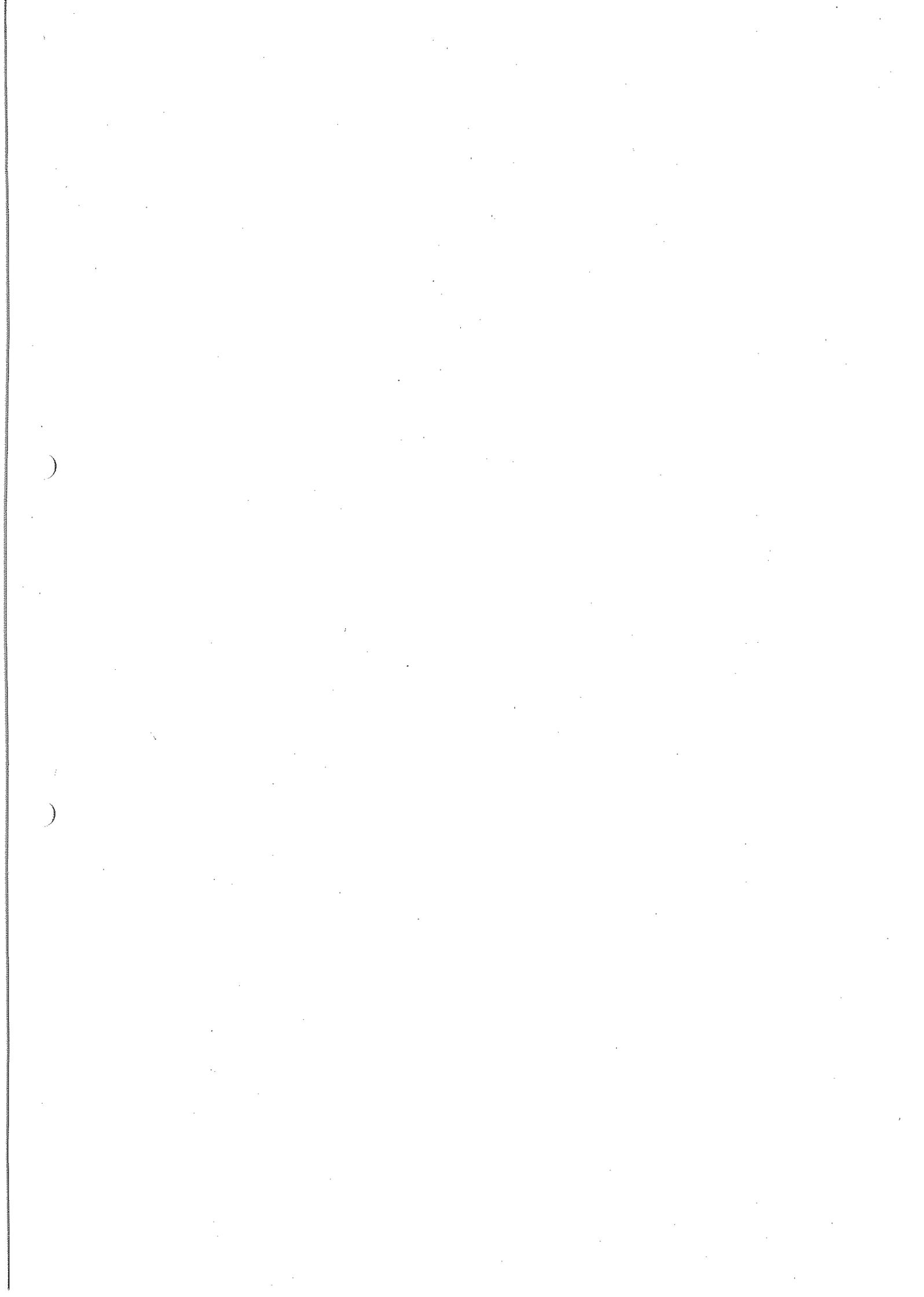
- 1 財産の表示 土地
愛知県知多郡武豊町字下山ノ田64番46始め4筆
雑種地 63,608.73平方メートル
- 2 売払金額 301,504,326円
- 3 売払いの相手方 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県道路公社
理事長 市川和邦
武豊町
愛知県

(理 由)

この案を提出したのは、愛知県道路公社の愛知県有料道路運営等事業武豊北インターチェンジ（仮称）新設工事用地等とするため、土地を処分する必要があるによる。

(参 考)





この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。